

議案第36号

逗子市職員の特殊勤務手当に関する条例及び逗子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

逗子市職員の特殊勤務手当に関する条例及び逗子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

令和5年6月9日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

逗子市職員の特殊勤務手当に関する条例及び逗子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(逗子市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 逗子市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成21年逗子市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第3項及び第4項を削る。

(逗子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 逗子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年逗子市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための感染症防疫作業手当の運用の特例を廃止するに当たり、改正の要あるため提案する。